

長野県医学生修学資金貸与事前申請書

年 月 日

長野県知事 殿

申請者氏名

保護者（又は法定代理人）氏名

写真貼付欄 (注)

下記のとおり長野県医学生修学資金貸与規程（昭和50年長野県告示第108号）による修学資金貸与の事前申請をします。

記

ふりがな 申請者氏名 年 月 日生	(歳)	出身高 等学校	高等学校 年 月卒業 (見込み)
住所 〒	連絡先 電話 : 電子メールアドレス :		
保護者（又は法定代理人） 氏名	続柄		
住所 〒	連絡先 (電話)		
志望大学（第一志望）※ 他の大学医学部にも出願を予定している場合、その大学名を備考欄に記載してください。 大学 学部 科 (合格発表日 : 年 月 日)			
①高校時代に力を入れて取り組んだこと			
②大学入学後に特に学びたいこと			
備考			

(注) 写真貼付欄には、申請前3月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルのものを貼付すること。

確 認 書

氏名（自署）

長野県ホームページに掲載した資料等により長野県医学生修学資金貸与制度についてよく理解を深めた上で、本書の記載事項を確認した後に、☒チェックを入れてください。

- ☐ 信州大学医学部医学科全国募集地域枠並びに地元出身者枠、東京科学大学長野県地域特別枠、昭和医科大学長野県地域枠及び近畿大学長野県地域枠に出願予定はない。
- ☐ 卒業後は、貸与を受けた1.5倍の期間（以下、従事期間という。）を県が指定する県内の医療機関に勤務する。（例：6年間貸与を受けた場合は、県での従事期間は9年間となる。）
- ☐ 従事期間が終了した場合は、貸与した額が全額返還免除となる。
- ☐ 従事期間を全うしない場合は、貸与を受けた額に年10%の利息をつけて返還することになる。
- ☐ 従事期間を全うしない理由によっては、専門医資格の取得に影響が出る場合がある。
- ☐ 在学中に、休学、停学、留年した期間は貸与を停止する。
- ☐ 在学中に通算で2回留年した場合は貸与取消事由に該当し、返還することになる。
- ☐ 在学中に自身の判断で貸与を停止することはできない。
- ☐ 「キャリア形成卒前支援プラン」の概要について、資料を確認した。
- ☐ 在学中は「キャリア形成卒前支援プラン」が適用される。「キャリア形成卒前支援プラン」は、将来長野県の医療に貢献していただくにあたって、意識の醸成や同じ志を持った医学生修学資金貸与者とのつながりを作ることを目的とする。
- ☐ 卒業後、2年以内に医師免許を取得しなかった場合（医師国家試験に2年連続不合格となった場合）や知事が指定する医療機関に従事しなかった場合等は、返還することになる。
- ☐ 「キャリア形成プログラム」の概要について、資料を確認した。
- ☐ 従事期間中は「キャリア形成プログラム」が適用される。
- ☐ 初期臨床研修（2年間）は、本人の希望により、医師臨床研修マッチング手続で決定した県内の臨床研修病院での研修が指定される。
- ☐ 専門研修（3年間）は、専攻する診療科について一定程度本人の希望が尊重されるが、将来、医師が不足する病院で勤務するため、幅広い診療ができる能力の習得に配慮して、県内病院での勤務を指定される。
- ☐ 勤務4年間のうち、1年は地域を代表する中核病院、3年は医師が不足する中規模以下の病院（医師不足病院）での勤務を指定される。
- ☐ 医師不足病院での勤務は、総合診療、一般内科、一般外科、救急を基本とするが、これ以外の診療科での勤務についても、地域の医療ニーズや医師の充足状況等に応じて考慮される場合がある。
- ☐ 多くの基本領域の専門医取得は通常通り取得可能と考えられるが、一部の基本領域およびサブスペシャリティ領域の専門医は、領域によっては取得が何年か遅れる可能性がある。
- ☐ 労働基準法に合致した産前・産後休暇は従事期間に算入する。育児休業は取得可能であるが、従事期間には算入されない。
- ☐ 勤務について条件を付された他の自治体等の奨学金と併用して貸与を受けることはできない。
- ☐ その他、制度の詳細や疑問点について「長野県医学生修学資金貸与規程」や「長野県医学生修学資金Q&A」等の資料で確認した。